

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年11月18日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

行政評価支援業務委託

(2) 業務内容

行政評価支援業務委託（以下「本業務」という。）は、世田谷区が実施した政策評価、施策評価、事務事業評価についてその質の向上を図るため、実施結果を分析し、必要な見直しや今後の行政評価実施にあたっての支援を行うことを目的として、支援業務を行う事業者を募集します。

(3) 履行期間

令和元年12月27日から令和4年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

2. 参加資格

本業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人等であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同令第167条の4第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、「市場・補償鑑定関係調査業務」の共同運営格付がAのもの。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 受託候補者を選定するための審査基準

(1) 参加資格

参加資格は満たしているか

(2) 申込時における注意事項等の遵守

応募書類及び付属書類は、作成要領に沿った形式、部数及び体裁になっているか

- (3) 応募理由等
受託にあたって、応募理由、強み、熱意、取組意欲が明確であるか
- (4) 取り組み方針
業務執行へのコンセプトや取組方針は、本区の意向に沿っているか、優れた特色や独自性を持っているか
- (5) これまでの実績
本業務に活かせる実績が充分あるか
- (6) 実施体制（スタッフ体制）
 - (ア) 実施するにあたって十分な実施体制がとれているか（役割、人数、区との連絡体制等）
 - (イ) 実施体制に優れた点があるか（配置人材、職種、専門性、経験等）
- (7) 提案書の内容
 - (ア) 業務の目的が正しく理解され、適切な助言や提案が期待できるか
 - (イ) 政策評価、施策評価の点検手法について優れた点があるか
 - (ウ) 成果物の水準、有効性は期待できるか
 - (エ) 評価の手法、分析手順の改善について優れた提案ができるか
- (8) 見積り金額
見積り金額は実施内容に応じたものか

4. 提案書の審査方法

参加表明をし、提案書を提出した応募事業者の中から、提案書をもとに審査し、適当と認められる事業者を随意契約予定事業者として選定します。

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区政策経営部経営改革・官民連携担当課

（世田谷区役所第1庁舎3階 31番窓口）

電話：03-5432-2040 ファクシミリ：03-5432-3047

E-mail SEA02210@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

期間：令和元年11月18日（月曜日）～11月27日（水曜日）

場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開（※ダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

期限：令和元年11月27日（水曜日）（正午まで必着）

方法：上記、(1)の担当部課あて電子メール

(4) 応募申込書・提案書の提出期限、場所及び提出方法

期限：令和元年12月17日（火曜日）（正午まで必着）

場所：上記（１）の担当部課窓口

方法：持参に限る。

6. その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約保証金 免除
- （３）契約書作成の要否 要
- （４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （５）関連情報を入手するための照会窓口 上記５（１）の担当部課に同じ。
- （６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （７）詳細は募集要項による。